



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	イングランドの”司教補佐”：1300年から1541年まで（下）
Author(s)	東出, 功
Citation	北海道大學文學部紀要, 39(2), 1-47
Issue Date	1991-02-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33569
Type	departmental bulletin paper
File Information	39(2)_PL1-47.pdf



イングランドの“司教補佐”

——1300 年から 1541 年まで——

(下)

東 出 功

[VIII]

この節ならびに次の 2 節では、司教補佐職をその年収との関連で検証する。しかし筆者の手もとの史料のうちで、司教補佐職の年収に関する情報がまだしも豊富なものといえ、次の 2 種類の刊本に限られる。

- ◎ *Calendar of Entries in the Papal Registers, relating to Great Britain and Ireland, Papal Letters*, 12 vols.

以下これを『教皇令状』と略記することがある。

- ◎ *Calendar of Entries in the Papal Registers, relating to Great Britain and Ireland, Petitions to the Pope*, vol. 1

以下これを『対教皇請願』と略記することがある。

前者は全 12 巻で 1198 年から 1471 年までのほぼ 270 年間にわたっているが、司教補佐職の年収情報については、各巻によって疎密の差異が著しい。また後者はいまだにわずか第 1 巻しか刊行されず、これからは 1342 年以降 1419 年までの 80 年弱の情報がえられるに過ぎない。従って情報は断片的であることを免れず、逆に断片的であるからこそ本稿ではそれらをすべて採録した。第 10 節の [第 5 表] がそれである。

では聖職者の年収情報は、一般にどのような文脈において、またどのような文言で書かれているか。まず『教皇令状』の第 1 巻に注目したい。

- [1-1] “Mandate to the abbot of St Edmunds …… to examine and decide the case of T. de Pertico, archdeacon [of Northumberland], about the churches of Estfolio and Seton …… and those of Overton and Lintewetestre, from which he received 100 *l.* a year. (1203)”—p. 13.

この令状はノーサンバランド司教補佐の占有聖堂に関する係争について、教皇が聖エドマンズ修道院長等に審理・判決を指令したものである。“examine and decide”とは“oyer and terminer”と同義の文言であろう。司教補佐の年収に明示的に言及したものとしては『教皇令状』中での情報である。しかしこの100ポンドは文中の4聖堂だけからの年収で最古あって、司教補佐“職”それ自体からの年収でも、また彼の年収の総額でもない。大半の司教補佐は司教補佐“職”に固有の収入のみならず、それ以外の占有資産からの収入をも享受した。この令状では補佐の“職”に固有の収入に言及されていないが、本節の検証課題はまさに“職”に固有の収入である。

- [1-2] “Licence for Master W. de Wisebech, who, by papal dispensation, holds the church of Easington and other churches, now that he has the *archdeaconry* of the Estriding, to have the said churches served by fit ministers. (1227)”—p. 115.

複数の聖職禄の兼任つまり“pluralism”は、原則として禁止されていたというよりも、教皇からこの禁令の適用免除の認可があればそれも可能であり、この文書はまさにその免除の令状である¹⁾。受給者は、ヨーク大司教管区の東ライディング司教補佐である²⁾。ところで“archdeaconry”とは、前節までの記述では司教補佐の“jurisdiction or district”つまり裁判管轄権あるいは管轄“圏”を意味した。しかしこの令状では、同じ用語が司教補佐“職”を意味するものとおもわれる。あるいは司教が司教座聖堂をもつように、司教補佐職に直結する特定の聖堂を示す可能性もある。その固有の聖堂を占有することからして、イージングトン聖堂をはじめとして他の占有聖堂には“適切な聖務代行者”を配置する必要がある。

あり、この令状では代行者への聖務委嘱が認可されている。[1-1]とは異なってここでは司教補佐の“職”へ言及されているが、補佐の“職”に固有の年収についてはやはり不明である。

1) 複数聖職の兼任禁止は、第3回 Lateran Council (1179) に続いて 1215 年の第4回公会議でも再確認された。ここではまず次の史料に注目しておきたい。これは『教皇令状』第1巻の中で、この禁令に関する最初の言及である。① “Letter to Pandulph, bishop elect of Norwich, papal legate, telling him, in answer to his question whether an archdeacon may hold also a *benefice with cure of souls* without dispensation, that a *benefice to which is attached cure of souls* requires personal residence, and that an archdeacon's business is to act as the eye of the bishop; the legate, therefore, can know of himself how to deal with such cases. (1220)”—p. 71. 禁令の運用に関して教皇特使から照会があり、この書簡はそれに対する回答である。照会の趣旨は、司教補佐が補佐職固有の聖職禄のほか“司牧義務を伴う聖職禄”を占有しうるか、しかも禁令適用の免除認可を受けずに占有しうるか、ということであった。回答の第1点は“司牧義務を伴う聖職禄”の占有が本人の現地居住を条件として許容されるということであり、第2点としては司教補佐の任務に関する“司教の眼”という表現にも注目したい。史料 [1-2] では、聖務代行者の配置を条件として免除認可を受けている。② “Dispensation to William, archdeacon of Richmond, to continue to hold all the benefices he had before the Lateran council. (1220)”—p. 77. これも適用免除の認可の令状である。

2) “Confirmation of a statute of the archbishop, and the dean, and chapter of York, separating the treasurership of their church and the archdeaconry of the East Riding, endowing the former with a portion of the proceeds of the prebend of Syreburne and forming two new prebends with the residue. (1218)”—pp. 57f. 東ライディング補佐職は大司教座参事会の財務主管の兼任とされていたが、参事会の議決によって両者が分離されたこと、またそれぞれ別個の参事会員聖職禄が配当されたことが知られる。なお前注 ① ② ではもっぱら “benefice” に言及されているのに対して、ここでは “prebend” が問題とされている。前者が聖職禄一般を意味するのに対して、後者は在俗参事会の構成員に特有の聖職禄である。史料 [1-2] の司教補佐“職”の占有者は、この別個の参事会員聖職禄の占有を認められたものと推定される。参事会に議席をもち、それに固有の聖職禄を与えられたということである。ここで“参事会員聖職禄”と呼んだものについては、後段であらためて言及する。史料 [3-2] 参照。

- [1-3] “Dispensation to Henry de Coleville, clerk, to hold an additional benefice, that which he now has *not exceeding 30 marks*. (1231)”—p. 125.

この令状の受給者は司教補佐ではない。しかしこれもやはり禁令適用の免除認可の令状であり、また既得の聖職禄の年収に関して金額が明記され、しかも斜体字のような文言でその“上限”を示している点においては『教皇令状』中で最古の部類に属する。後出の史料を解釈するための参考までに採録した。

- [1-4] “Indult to the bishop of Dunkeld to make, out of the income of the see which has been in his time increased to 100 silver marks …… (1235)”—p. 146.

これはスコットランドのしかも司教の年収に関する記録であるが、やはり参考までに採録した。このばあいの“see (sedes)”とは司教の“管区”ではなくて司教“座”それ自体であろうが、それにしても増額されたとはいいいながら、司教座に固有の年収が意外に少ない。

- [1-5] “Indult to Thomas archdeacon of Essex, to hold the church of Petworth, having cure of souls, in addition to the archdeaconry, whose value is *hardly more than 24 marks*. (1238)”—p. 173.

この斜体字の文言もまた年収の上限を示しているが、これが司教補佐“職”からの年収か、あるいはペトワス聖堂からの年収か、弁別が困難である。

- [1-6] “Indult to the archdeacon of Salop to hold the church of Stotesdon, in the diocese of Hereford, together with the archdeaconry, *value 10 marks*, and a prebend in the king’s chapel of Bruge which he holds by papal dispensation. (1241)”—p. 194.

このばあいの年収は上限ではなく、一見したところ確定額のように書かれている。しかしこれもまた上限として理解すべきか。いずれにせよこの金額の記載に関しても司教補佐“職”の年収か否か疑問が残る。なお

“the king’s chapel of Bruge”とは“the king’s free chapel of Bridgenorth (Salop)”であり、王立自由礼拝所でありしかも在俗聖職者の共住聖堂である。従ってそこにも参事会が設置され、参事会員は上記の“参事会員聖職禄”の配分を受ける。『教皇令状』第1巻からは、ほかに1点の令状を引用しておきたい。

[1-7] “Indult to Master William de Pikeringe, doctor of canon law, to hold the archdeaconry of Nottingham, offered to him by the archbishop of York, *which has no house of residence*, besides the rectories …… (1290)”—p. 516.

斜体字の関係節あるいはその関係代名詞の先行詞は、直前の挿入句を越えてノティンガムの“archdeaconry”と考えざるをえない。[1-5] [1-6]において司教補佐“職”の年収か否か断定を保留したのは、この[1-7]のような事例が現実存在するからにほかならない。ともあれここで注目すべきは、やはり斜体字の文言である。“住居を持たない”という事実があえて特記されている。それは住居をもつことがすでに通例化しているからではないか。また“archdeaconry”に関して住居の有無が問われている³⁾という事実から明らかのように、この語彙は単に補佐“職”のみならず、いわば補佐“領”の意味でもありうる。従って補佐“職”の年収とは、補佐“領”からの年収と理解すべきか。またこの補佐“領”とは、一般にそれ自体が聖職禄あるいは参事会員聖職禄ではないか。そこには補佐のための住居のみならずおそらくは聖堂もあり、また司牧すべき聖堂区をもつこともありえよう。なお年収に関する“上限”の表示は、年次による変動を予想したものか。

3) “To the same [Henry de Bradeham]. Dispensation to hold one or two benefices, value 60 marks, besides his archdeaconry [of Sudbury], to which *no prebend, house, or manse is attached*. (1307)—II, 24; “To Alan de Ely, archdeacon of Sudbury, in the diocese of Norwich, which has *no house of residence*. Dispensation to accept a benefice value 60 marks. (1309)—II, 61. この2点はいずれも『教皇令状』第2巻からの引用である。やは

り住居を欠く事例であり、しかもその代償として 60 マーク相当の聖職禄の占有が認められている。

要するに『教皇令状』第 1 巻からは、司教補佐“職”の年収なるものについて若干の予備知識がえられたに過ぎない。では第 2 巻からはどのような情報がえられるか。

[2-1] “To William de Indeberge. Provision of the archdeaconry, value 6 l. and a canonry and prebend of Killala …… (1308)”—p. 42.

これはアイルランドのテューアム大司教管区に属するキララ司教管区のキララ司教補佐職に関する教皇直任の令状である。年収額が 6 ポンドつまり 9 マークと明記されており、ほかにキララ司教座の参事会員職・参事会員聖職禄を与えられている。

[2-2] “To John de Hothum. He is archdeacon of Glendalough …… he has received …… less than 10 l. from the archdeaconry …… (1309)” —pp. 50 f.

これもやはりアイルランド関係史料で、グレンダロホ司教補佐はダブリン大司教管区のグレンダロホ司教の下僚である。補佐職からの年収の上限は 10 ポンドつまり 15 マークと記載されている。

[2-3] ① “To Master Walter Hervi, canon of Salisbury, successively subdeacon in the monastery of Wilton, value 1 mark, rector of Kynele [Keevil], in the same diocese, value 40 marks, and archdeacon of Salisbury, value 30 marks (1309)”—p. 64. ② “To Master Walter Hervy. He was successively …… obtained the church of Kivele, in the same diocese, value 40 marks and a canonry, prebend, and archdeaconry of Salisbury, value 30 marks …… (1311)”—pp. 86f.

この 2 点の史料には司教補佐“職”の年収がまぎれもなく記載されており、その点において『教皇令状』中では最古のものである。またこの補佐職は、年収においてキーヴィルの聖堂区聖堂にも及ばない。この史料はその点においても注目にあたいする。

- [2-4] “To Master Henry de Schorne, archdeacon, canon and prebendary of Hereford, value 27 *l*. Dispensation to accept two additional benefices, value 60 marks. (1311)”—p. 84.

この人物は司教補佐であり、しかもヘレファド司教座における参事会員聖職禄の受給者でもある。では“27 ポンド”とは司教補佐職固有の年収か、あるいは補佐職と参事会員聖職禄との双方の年収合計額か。このような記載ではそのいずれとも確認しえないが、何らかの参事会員聖職禄が司教補佐へ配当され、その聖職禄からの年収それ自体が司教補佐職に固有の年収と見なされた可能性もある。従ってヘレファド補佐職の年収額は“27 ポンド”かあるいはそれ以下か、いずれにせよ“27 ポンド”つまり約 40 マークを超えることがなかった。なおこの程度の年収は司教補佐級の人物にとって不十分であるらしく、この文書の後段ではさらに 60 マーク相当の聖職禄の占有が認可されている。

- [2-5] “To William de Lescapone, canon of Dublin. Reservation of a benefice or *rural deanery* in the gift of the bishop [of Worcester or any other, value 60 *l*. (1316)”—p. 133.

斜体字の地方主任司祭職とは、すでに述べたように司教補佐の下位の職階である。この令状では、ウィリアムが将来においてウスタ司教から主任司祭職かその代替聖職禄の贈与をうける権利を予約されている。文面には主任司祭職 1 件だけでも 90 マークになりうるかのごとく書かれているが、令状発給者の真意としては贈与の総額を指定したものではないか。仮に年収 90 マークの主任司祭職があるとすれば、前出のソールズベリ司教補佐職の 3 倍に相当する。また“or any other”とは、ウスタ司教からの贈与が 90 マークに及ばないばあい、不足分をその他の贈与で補填することを許容したものか。『教皇令状』第 2 巻からは、さらに 1 点の文書を引用するに留めたい。

- [2-6] “To Roger de Wingefeld. He, by a dispensation given by the abbot of Waltham, by papal faculty, at the request of Aymer de

Valentia, earl of Pembroke, to two of his clerks to hold benefices to the amount of 200 marks, obtained the rectories of Wetheryngsete and Sutton, in the diocese of Norwich, in addition to that of Brynton, in the diocese of Lincoln. Roger when nominated was not a clerk of the said earl, and he received little from the two benefices, the bishop of Norwich claiming the first year fruits. The taxed value of the three does not exceed 62 *l.* 13 *s.* 4*d.*, but the true value exceeds 200 marks. Dispensation to retain the same. (1312)"—p. 104.

この史料は司教補佐職とは無関係であるが、年収の評価というものの性格を示唆している点で興味深い。ロジャは“dispensation”つまり前出の禁令の適用を免状され、3件の聖堂区司祭職を兼任した。免除認可は前記の通り教皇権限に属するものであるが、このばあいにはウォールタム修道院長が“教皇権限によって”認可している。教皇からの授権によって認可したということであろう。文書の中間ではノリチ司教管区内の2件の聖堂区司祭職について同司教からの初年度収入税の請求があった事実言及され、次に3件全体の“課税価値”約94マーク以下と“実質価値”200マーク以上との相違が指摘されている。ここで“課税価値”とは、税額算定の根拠となる価値の評価額ではないか。また“価値”とは年収の期待額であろう。最初の認可では年収総額の上限が200マーク以下とされていたが、この令状では200マーク以上の占有が追認されている。この事例からの推定として、まず課税価値なるものがおそらく被課税者の側からの申告によっており、その結果として実質価値よりも少なく申告される傾向があったとはいえないか⁴⁾。聖堂区司祭職についてこの事例があるとすれば、司教補佐職の価値すなわち年収期待額についても過小申告がありえよう。補佐職の年収を問題にするときは、そのことをも念頭におかなくてはならない。

4) “Commission and mandate to ascertain the true value of the church of Scardeburgh, which the abbot and convent of Citeaux hold to their uses, now taxed as being of the value of 160 marks, whereas its value is declared to be only 60 marks, and to tax it accordingly. (1318)"—p. 177;

“Mandate to ascertain the true value of the church of Scardeburgh…… which is said to be worth 60 marks a year, but which according to the *taxation of England* is valued at 160 marks. The taxation is to be adjusted. (1319)” —pp. 189 f. この2点の文書でもやはり評価額の相違が指摘されている。斜体字の“イングランドの課税”とは王国すなわち世俗権力の課税であろうか。

[IX]

司教補佐職の年収情報は、『教皇令状』第3巻においても僅少に過ぎない。

[3-1] “To Donald de Marre. Provision of the treasurership of Moray, value 40*l*. …… (1343)”—p. 126.

これはスコットランド関係の史料で、マリ司教座参事会の財務主管職に関する教皇直任の辞令であるが、ここに40ポンドつまり60マークという年収額が記載されているので、司教補佐職の年収額との比較のために引用した。司教補佐職の年収に関して既出の史料での最高額は、史料[2-3]つまりソールズベリ司教補佐の30マークがそれである。これはマリ財務主管の半額に過ぎない。また[2-5]の約40マークが仮に司教補佐職固有の年収であるとしても、マリ財務主管の3分の2でしかない。

[3-2] “To the bishop, prior, and archdeacon of Durham. Mandate, on the bishop’s petition, touching the church of Hoghton [Houghton-le-Spring, co. Durham], in which there is to be instituted a vicarage, value 70 marks a year, five prebends, one greater than the rest, to be held by the rector, who is to have the manse and not to be compelled to receive holy orders; he is to provide four chaplains at 100*s*. a year, the other four prebends to be worth 25 marks a year each, to be held by four clerks, who shall be bound to study, two of them theology and two canon and civil law, till they attain the degree of doctor. (1343)”—p. 137.

これと同趣旨のしかもほぼ2倍の語数の関連文書が『対教皇請願』第1

卷 (p. 25) に収録されているので、それを参照しながらこの文書の内容を吟味しておきたい。問題のハウトン=リ=スプリング聖堂とは聖堂区聖堂であり、しかも関連文書の表現を借りるならば“肥満した (pinguis) 聖堂区聖堂”であった。豊富な資産をもつということであろう。そこにまず年収 70 マークの司祭代理職 vicarage を設定するというので、これは司祭代理職¹⁾といいながら年収において前出のソールズベリ司教補佐職の 2 倍を超えている。ほかに 5 件のプレベンドが設定され、そのうちの最大のプレベンドが聖堂区司祭 rector に配当される。司祭は“彼のプレベンドから”4名の礼拝所司祭 chaplains に対して毎年“それぞれに”100 シリングを支給するという。これだけでも 30 マークの負担になり、従って聖堂区司祭のプレベンドもまたソールズベリ司教補佐職の水準を超えるはずである。残りの 4 件のプレベンドは、総額 100 マークに相当する。いずれも就学資金に充当され、神学に 2 名、ならびに教会法・ローマ法に 2 名を配置して学位を取得させるという。聖堂区司祭の“manse”つまり住居の資産評価額は不明である。しかしこの聖堂の資産評価額は、文面に明記されているだけでも 200 マークを超えている。

またこの文中では 4 名の“礼拝所司祭”に言及されている。ある正規の聖堂が娘聖堂をもつばあい、その娘聖堂は“礼拝所”と呼ばれることがある。ハウトン聖堂区聖堂は、4 件の娘聖堂をもっていた可能性もある。まさにその点からしても、関連文書の“肥満”とは決して誇張表現ではない。

1) 『対教皇請願』の関連文書では“perpetual vicarage”と書かれている。引用文中に“聖堂区司祭は上級聖品の取得を強制されない”という文言があり、これは代理職が“常任”であること、また代理者が聖務執行者として正規の資格を取得していることを前提とするものか。

ほかにこの文書では“プレベンド”という語彙に注目したい。筆者はこれをすでに“参事会員聖職禄”と訳している。司教座参事会が在俗聖職者で構成されるばあいにも、また司教座以外の在俗共住聖堂 secular

colleges においても、プレベンドとはこれらの参事会構成員に配当されるもので、参事会員の資格と直結している点で単なる聖職禄 benefice から区別される。プレベンドについては一般にこのような説明が可能であろう。しかし問題のハウトンの聖堂区聖堂は、たとえ“肥満”しているとはいえ司教座聖堂でも在俗共住聖堂でもない。従ってそこには参事会が存在せず、本来のプレベンドは存在しえない。この令状はダラム司教からの請願に対する応答で、請願は聖堂区聖堂を在俗共住聖堂に改組すべく認可を求めたものである。プレベンドの設定は、改組計画の一部として語られていた。

2) プレベンドの語義については、前節注 2) 参照。なおこの改組計画が不調に終わっていることは、たとえば後日の『対教皇請願』の次の文言から知られる。
 “the parish church of Hegthorn, in the diocese of Durham (1347)”—p. 127.
 “W. de Dalton, rector of Houghton in the diocese of Durham (1351)”—p. 220.

[3-3] “Surrogation to Aymar, cardinal of St Anastasia’s, in his right to the church of Manfield, in the diocese of York, value 30 marks by the new taxation …… (1347)”—p. 239.

最後の斜体字の文言は“課税価値”の改定がありえたことを示している。なお前出史料 [2-7] では“課税価値”と“実質価値”との差異に言及されていた。

[3-4] “Mandate to give to John de Vyse …… the subdeanery of Salisbury, value 15 marks …… (1348)”—p. 243.

参事会長の補佐職としての副参事会長職 subdeanery は、ソールズベリのほかにパース=アンド=ウェルズ・チチェスタ・エクセタ・リンカンならびにヨークの各参事会にもおかれていた³⁾。ソールズベリの副参事会長職は、年収において司教補佐職の半額ということか。

3) 修道参事会をもつところでは、カンタベリ・ウィンチェスタに修道副参事会長職 subpriory がおかれている。

[3-5] “Confirmation of the provision by the ordinary of the chancellorship of Hereford, value 20*l.* …… (1349)”—p. 355.

これによれば、ヘレファド司教座参事会の文書主管職の年収はこの時点で30 マークであった。前出のジョン=ル=ニーヴ『聖職者目録』では同司教座について、司教・参事会長・司教補佐・聖歌隊主管・財務主管・文書主管・一般参事会員の順序で記載されている。これが仮にこの司教座での地位の序列を示しているとすれば、ここでは文書主管職ですら年収30 マークであった。

[3-6] “To William de Navesby, archdeacon of Chester. Confirmation of the canonry and prebend of Wolteme Brynkhall in Lincoln …… he having also a canonry and prebend of Chichester, and the prebend of Bloton [Bolton], *annexed to the archdeaconry* [of Chester, diocese of Coventry and Lichfield], and is litigating about the church of Ouston, in the diocese of Lincoln. (1350)”—p. 356.

ウィリアムは3 司教座においてそれぞれ参事会員聖職禄を占有するほかに、リンカン司教管区のアウストン聖堂の占有者でもある。この令状では、このような複数聖職兼任の事実にもまして斜体字の“司教補佐職付属”という文言に注目しておきたい。前出のフランク=バーロウによれば、司教補佐はしばしば司教の家政構成員であり、また「通例として司教座参事会の構成員であり……司教への勤務の報酬として参事会員職を与えられた」⁴⁾という。しかしそのことは、すべての司教座において“司教補佐職付属”の参事会員聖職禄が特定されていたことを意味しない。コヴェントリ=アンド=リチフィールド司教座では、ボウルトンの参事会員聖職禄をチェスタ司教補佐職に専属の聖職禄として固定しているが、これはむしろ異例に属する。

4) Barlow, *op. cit.*, p. 134.

コヴェントリ=アンド=リチフィールド司教座では、なるほど役職と参事会員聖職禄との間に次のような“付属”の関係があった。

- Dean: prebend of Brewood.
- Precentor: prebend of Bishops Itchington.
- Chancellor: prebend of Alrewas.
- Treasurer: prebend of Sawley.
- Archdeacon of Chester: prebend of Bolton.

しかし同じ司教座でもコヴェントリ・ダービ・サラブ・スタフッドの各司教補佐は固有の付属聖職禄つまり固定の“指定席”をもたない。要するに司教補佐にせよ、またその他の役職の占有者にせよ、固有の付属聖職禄をもつことはむしろ少ないというべきである⁵⁾。前出の史料 [2-5] では、ヘレファド司教補佐の参事会員聖職禄に言及された。この司教座では司教補佐に固有の指定席はなく、補佐の参事会員聖職禄は交替時の事情によって変動した。その状況については別に検討する。

5) ほかに次の司教座において役職と参事会員聖職禄との間に“付属”の関係が認められる。

- Bath and Wells: dean of Wells, *archdeacon* of Wells, *archdeacon* of Taunton, prior of Bath, abbot of Muchelney, abbot of Athelney, abbot of Glastonbury.
- Chichester: dean, precentor.
- Salisbury: bishop, dean, chancellor, treasurer, abbot of Bec (Eure, France), abbot of Ste Marie Montebourg (Manche, France), abbot of Ste Wandrille (Seine Inf., France), abbot of Sherborne.
- York: treasurer, prior of Nostell, prior of Hexham.
- St Asaph: chancellor, precentor, treasurer.
- St Davids: chancellor, precentor, treasurer, *archdeacon* of St Davids, *archdeacon* of Brecon, *archdeacon* of Cardigan, *archdeacon* of Carmarthen.

逆にいえば、ほかの司教座では役職占有者が参事会員聖職禄の配当を受けるとしても、役職と参事会員聖職禄との間に固定的な“付属”の関係が認められず、同一の役職占有者の交替時に異なった参事会員聖職禄が配当されることもありうる。

[3-7] “To the precentor of Hereford. Mandate to give William de Winterton, rural dean of Sudbury, *not taxed*, a canonry of Hereford with expectation of a prebend. (1353)”—p. 480.

地方主任司祭の年収についてはすでに史料 [2-5] でも述べた。ノリヂ司教管区のサドベリ地方主任司祭職は、斜体字の文言の通り“非課税”である。課税の対象とすべき年収を伴わない、という意味であろう。ヘレフッド聖歌隊主管は、教皇からの指令によって、同じ司教座においてしかるべき参事会員聖職禄をこの主任司祭へ提供することになった。この [3-7] には、やはり地方主任司祭に関する同一書式の令状 2 点が続いている。一方の年収額は 30 シリングつまり 2.25 マークであり、他方は 2 マークとなっている。これら一連の史料の記述から知られるように、地方主任司祭職に固有の年収は概して低額である。参事会員聖職禄はその不足分の補充財源であるか、あるいは逆に参事会員聖職禄の不足分の補充財源として地方主任司祭職を与えたか。

[3-8] “To the bishop of Salisbury. Confirmation of the grant made to the chapter [of Salisbury], Clement VI. …… of the church of Henney, value 40*l.* of his diocese, for the support of fifty-two vicars and fourteen choristers. The chapter is to give to each vicar present at the canonical hours a halfpenny a day and the clerks 100*s.* yearly; a vicar’s portion for the said church being reserved. (1353)”—p. 511.

文中の“参事会に対する贈与”という文言から、ヘ＝聖堂は“法人”としての参事会の共有資産と考えられる。年収の 60 マークは比較的富裕な聖堂を連想させる。しかもこの年収は配下の聖務代行者 52 名と聖歌隊の少年 14 名との給養財源に充当されるというが、これが合計 66 名の唯一の財源か否かは不明である。後半の記述は、この参事会の別な法人財源からの支出であろう。聖務代行者が司教座の定時課に出席したときは、半ペンスの日当を支給されるという。また“clerks”の年俸が 100 マークであるというが、このように“vicars and clerks”と併記されるばあいの後者は、聖職者一般ではなくて、聖堂内の雑多な用務の従事者であろう。最後の“vicar”とはヘ＝聖堂の司祭代理であって、彼もまたヘ＝聖堂とは別な財源によって給養されるという。文言に不明確な点もあるが、下級聖職者の給養の実態の一端を示唆する史料として興味深い。

- [3-9] ① “Provision of a canonry of Chichester, with expectation of a prebend, notwithstanding that he has the archdeaconry of Lewes, and a canonry and prebend called ‘bursal’, of Crediton, not taxed, the value of the last being *together* 6 marks. (1355)”—p. 543. ② “……notwithstanding he has also a canonry and prebend of Crediton, value 6 marks, and a canonry of Chichester, with expectation of a prebend. (1355)”—p. 541.

斜体字の“together”は一般に“合計”を示すが、このばあいには司教補佐職と参事会員聖職禄との双方の合計ではない。ここに列举されている“最後”の聖職禄すなわち“ブルサの”と呼ばれる聖職禄が“一様に”6マーク単位に区分されているという意味であろうか。②の文書では“together”がなくて、しかも1件についてやはり6マークである。零細な聖職禄が“非課税”になることは、すでに[3-7]においても述べられている。いずれにせよ年収がわずかに6マークといえば、上記ヘニ聖堂の10分の1に過ぎない。参事会員聖職禄にはこのように零細な事例もあることを確認しておきたい⁶⁾。

6) “……notwithstanding he has a canonry and prebend of Lincoln, value 5 marks, and the church of Leek, value 50 l. (1355)”—p. 544; “……he has a canonry and prebend of Hereford, value 20 s. (1355)”—loc. cit. これらもまた零細な参事会員聖職禄の事例である。前者ではリーク聖堂の年収の15分の1に過ぎず、後者はさらに零細である。なおクレディトンとはエクセタ司教管区のクレディトン在俗共住聖堂であり、その共住聖堂の参事会員聖職禄に“bursal”という形容詞が付記されている。このいわゆる“prebenda bursalis (prebend carrying a stipend)”とはエクセタ司教座に典型的に見られるもので、この方式では聖堂資産を参事会員に分割せず、修道参事会のばあいと同様に一括管理して収益を配分する。クレディトン聖堂もこの方式に従っていたということか。“A peculiarity of Exeter cathedral is that it retained the system, which was probably general throughout the country before the Conquest, of paying each prebendary the same amount from a common fund [*bursa*]. Each prebend at Exeter was worth £4 and had no prebendal estate attached to it individually, and hence had no name or distinguishing feature. On the succession of a new prebendary, his prebend is merely distinguished by the name of his predecessor.”—John le Neve, *Fasti*, IX, xiii. 後注 12) 参照。

[3-10] “Mandate …… the church of Orewelle, whose value was said to be *20 marks*, in the diocese of Ely …… having refused to carry out the said mandate on the ground that the value of the said church *exceeded 20 marks* …… the second mandate, in which the value of the church was said *not to exceed 25 marks*, was carried out. (1355)” —p. 572.

この令状は史料 [3-2] に続いて年収額なるものの性格の一端を示唆している。当初の申告では“20 マーク”であったが、実質価値において“20 マークを超えている”という指摘があり、第2次の令状では“25 マーク以下”と修正されている。

[3-11] “To the bishop of Hereford. Mandate, after due examination, to appoint Howel (Howelinus) ap David, B. A. scholar of canon and civil law, canon of Abergwily, to the archdeaconry of Carmarthen, value 22*l.* reserved to the pope in the lifetime of Griffin de Caunton, Howel having obtained the same by authority of Thomas, bishop of St Davids, who was ignorant of the said reservation. (1357)” —p. 581.

この史料で試験とは、ラテン語の試験を含めて司教補佐としての適格試験の意味に理解される。カマーザンの司教補佐職は、22 ポンドつまり33 マークであるという。またこの文書では、問題の司教補佐職がグリフィン某の生存期間に関して“教皇に留保されていた”ものと述べられている。司教補佐職は一般に司教自身の人事権に属するはずであるが、その人事権が割愛されて教皇の裁量に委ねられることも現実でありえたということであろう。

[3-12] “provision of the archdeaconry of Barnstaple, value 40 marks, which he has exchanged for the church of Weston, in the diocese of Norwich, value 40 marks, with John de Derby …… (1358)” —p. 592.

エクセタ司教管区のバーンスタプル司教補佐職の年収は40 マークであり、それがノリヂ司教管区の年収同額のウェストン＝ロングヴィル聖堂区聖堂と交換されている⁷⁾。

7) “Provision of the church of Weston, value 40 marks, in the diocese of Norwich, which he exchanged with William Mugge for the archdeaconry of Barnstaple, *of like value*. (1358)”—p. 594. これで両者の交換が成立する。
 “Presentation of John de Derby, archdeacon of Barnstaple, in the church of Exeter, to the church of Weston……*in the king's gift by reason of the lands in England of the alien priory and convent of Longeville being in his hands on account of the war with France*; on an exchange of benefices with the king's clerk William Mugge. (1359)—*Calendar of Patent Rolls. 1358-61*, p. 191. これは『開封勅許状簿』つまり国王側の記録であり、斜体字の文言から国王がこの聖堂に対して司祭の推薦権を取得していたことが知られる。

[3-13] “To Roger de Braybrok. The like [confirmation of the provision made] to the archdeaconry of Cloyne, value 10 marks, conferred on him by bishop John, on the death of Thomas Maccotyr, which he has held for nine years, and fears *that it was reserved to the pope*. (1359)”—p. 606.

アイルランドのクロイン司教補佐職は年収10マークであり、既出の事例と比較してかなり零細である。また[3-11]では補佐職の人事権が“教皇に留保されていた”と書かれていたのに対して、このクロインのばあいは、斜体字の文言で同様の“留保”に関してその事実の可能性が懸念されている。

『教皇令状』第3巻からの引用は以上に留める。合計13点の引用のうちで司教補佐職の年収を明記したものは最後の3点に過ぎず、しかも最終の[3-13]はアイルランドの司教補佐職に関する情報であった。同じ『教皇令状』の第4巻では、次のやはり13点に注目したい。

[4-1] “Confirmation of the provision made to him on the above occasion of the said deanery [of Exeter], value 94 marks, which he obtained on the death of Reginald de Bogwille, a doubt having arisen whether it was reserved to the pope. (1363)”—p. 33.

エクセタ司教座の参事会長職の年収が書かれ、また前出[3-13]と同様に“留保”の事実に関する疑問が述べられている。

[4-2] “To John de Hembletone, archdeacon of Subdebute (Sudbury). Indult of non-residence for two years, *the archdeaconry being of small value, and having no manse or church annexed to it.* (1363)”—p. 33.

ノリデ司教管区のサドベリ司教補佐職には住居あるいは聖堂が付属していないということであるが、同様の事例はすでに史料 [1-7] で、すなわちノティンガム司教補佐職にも見られた。前記の通り、このような記述は住居や聖堂をもつことがほかの司教補佐職ではすでに通例化していることを推定させる⁸⁾。

8) サドベリについては、以前にもそのような記録がある。前節注 3)。

[4-3] “……the archdeaconry of Limerick, value 40 marks ……(1366)”
—p. 58.

アイルランドの事例である。

[4-4] “Extension to 60 marks, according to the valuation of the taxation of the tenth, of the value of a benefice, *value 50 marks with cure of souls or 28 without*, formerly reserved to him [John de Thoresby, canon of York] in the gift of the bishop, prior, and chapter of Durham …… (1371)”—p. 164.

これも聖職禄の年収評価額に関する記録である。斜体字の文言はこのころから頻繁に見られるもので、将来において取得するはずの聖職禄が“司牧義務＝権利を伴うときは 50 マーク、それを伴わないときには 28 マーク”相当であることを意味する。その差額は聖堂区の住民に対する司牧＝救霊の経費であろうか。いずれにせよ司牧義務を伴わない聖職禄つまり“*sinecure*”を配当される可能性もあり、そのばあいには概して評価額の低いものが与えられている。

[4-5] “To the bishop of London. Mandate to confirm to Roger de Denford, priest, of the diocese of Rochester, if found fit after the usual examination in Latin, the archdeaconry of Rochester. value 15 marks …… (1373)”—p. 186.

[4-5] “To the official of Worcester. Mandate to confirm to William de Thirforde (Thrifforde in *Rubrice*), canon of Salisbury, if found fit after the usual examination in Latin, the archdeaconry of Gloucester, value 46 marks …… (1373)”—p. 186.

ラテン語の試験については [3-11] にも書かれていた。また年収においては、グロスタがロチェスタの3倍に及んでいる。

[4-6] “……the archdeaconry of Kilmacduagh, value 8 marks …… (1396)”—p. 313.

これもアイルランドの事例である。

[4-7] “Mandate, *motu proprio*, to give to Adam, cardinal priest of St Cecelia’s, the provostship, which is a principal dignity with cure, of St John’s, Beverley, value 400 marks …… *notwithstanding that the said cardinal is a Benedictine*. (1389)”—p. 343.

冒頭の“*motu proprio*”つまり“自発的に”とは教皇令状にしばしば見られる文言で、請願に答えた令状との区別を示すものか。ベヴァリ聖ヨハネス聖堂とは在俗共住聖堂であり、その“provost”は他の在俗共住聖堂の“dean”すなわち参事会長と同義である。ベヴァリ=ミンスタの参事会長職は、これによれば年収400マーク相当であり、既出の司教補佐職の水準をはるかに超えて高額である。またこの参事会長職は“principal dignity”であり、しかも司牧義務を帯びている。このばあいの“dignity (dignitas)”とは、司教・参事会長・司教補佐・参事会員などの“高位聖職”⁹⁾を意味する。最後の斜体字の文言は、修道会所属の聖職者に在俗共住聖堂の参事会長職を与えるということ、いいかえるとこれが特例の裁可であることを示している¹⁰⁾。

9) “DIGNITAS, in Ecclesiasticis beneficiis, dicitur, quando beneficium habet administrationem rerum Ecclesiasticarum cum jurisdictione; vel ex eo, quod habet nomen dignitatis cum praerogativa in Choro et Capitulo ……”—Du Cange, *Glossarium Mediae et Infimae Latinitatis*. 前半ではこの聖職禄が教会系列の裁判管轄権の裏づけをもって司牧権限を帯びていること、後

半では聖歌隊席・参事会室に指定席をもつこと、つまり参事会員資格をもつことがその条件とされている。しかし仮に参事会員聖職禄であっても、それが司牧義務や裁判管轄権を帯びていないばあいにはこの術語が用いられない。

10) 前注 5) 参照。在俗参事会の聖職禄が修道院長にも配当されている。

[4-8] “To Master Thomas de Walkington, doctor of canon law, papal chaplain. Provision of a canonry of St John’s, Beverley, with reservation of a prebend, notwithstanding that he holds the church of Houghton, in the diocese of Durham; canonries and prebends in the free royal chapel of St Martin’s le Grand, London, Exeter, and St John’s, Beverley; canonries of St Peter’s, Ripon, and York, with expectation of prebends, and expectation of a dignity, *personatus*, or office, with or without cure, of York; that he is litigating in the apostolic palace about the archdeaconry of Cleveland, the value of which, of the said church, and of the canonries and prebends which he holds is 460 marks …… (1389)”—p. 343. Cf. also p. 420.

最後の 460 マークは一連の聖職禄の年収総額であって、この史料からはクリーヴランド司教補佐職の年収を知りえない¹¹⁾。ドラム司教管区のハウトン=リスプリング聖堂については、すでに史料 [3-2] でも言及されている。上記の通り、在俗共住聖堂への改組構想は貫徹されていない。

11) “*personatus*: …… 2. *personnat*, *bénéfice ecclésiastique viager* qui consiste en une paroisse — a parson’s benefice …… 3. n’importe quel *bénéfice ecclésiastique* — any ecclesiastical benefice”—J. F. Niermeyer, *Mediae Latinitatis Lexicon Minus*. 従って “a dignity, *personatus*, or office, with or without cure” という文脈では聖堂区司祭職であろう。

[4-9] “…… the archdeaconry of Norfolk (to which the church of Corston, in the diocese of Norwich, is annexed) …… (1329)”—p. 429.

特定の参事会員聖職禄が司教補佐職に“付属”する事例については、すでに [3-6] で述べた。ノーファク司教補佐職のばあいは参事会員聖職禄ではなくて、単なる聖堂区聖堂が“付属”している。

[4-10] “…… the archdeaconry of Ferns, a dignity with cure, *not major after the pontifical*, value 20 marks …… (1393)”—p. 449.

アイルランドの司教補佐職の事例である。この補佐職は“高位聖職”であり司牧義務を帯びているが、斜体字のところには“司教定式書の基準による上級（高位聖職）ではない”と書かれている。上級・非上級の区別の基準は確認しえなかったが、ここではそのような区別があることに注目しておきたい。

[4-11] “…… the archdeaconry of Kilmacduagh, which has cure of souls, is not a major dignity, and is *not elective*, value 7 marks …… (1393)”—p. 450.

これもアイルランドの事例である。ここでは“高位聖職”なるものを選挙の対象か非対象かの区別があることに注目しよう。

[4-12] “…… the provostship of Wells, value 300 marks …… (1394)”
—p. 473.

前出の史料 [4-7] では、ベヴァリ=ミンスタの“provost”職の年収が400マークであった。ウェルズ司教座の“provost”職の年収も同様にきわめて高額であった¹²⁾。

12) “PROVOST (praepositus)…… (1) as the president or chairman of any meeting; (2) as the chief of a body of canons; (3) as the second in authority under an abbot, or the head of a subordinate house [prior]; (4) as that member of a chapter who manages the estates …… Referring to (2), the provost of a cathedral chapter was anciently the archdeacon ……” —Addis & Arnold, *Catholic Dictionary*. ベヴァリ=ミンスタのプロヴァストは、上記の通りこの (2) すなわち在俗共住聖堂の参事会長であり、他の在俗共住聖堂参事会や司教座参事会の“dean”に相当する。しかしウェルズ司教座にはほかに dean がおかれ、また subdean も archdeacon も存在するので、そこでのプロヴァスト職の実態は今後の検討課題として残った。なおこの司教座では、前注 5) に記載の通り若干の役職と参事会員聖職禄との間に“付属”の関係が認められる。プロヴァスト職についても同様であり、1344年以降その参事会員聖職禄が特定される。“Licence, out of consideration for the king’s clerk, John de Sancto Paulo, provost

of Wells to unite to the provostship for ever the prebend of Cumbe the Twelfth [Combe Duodecima], whereof the advowson is said to be held in chief, to wit one of the fifteen *bursal prebends* of the provostship Licence also for the said provost or his successor, whenever the prebend fall void, to retain the same annexed to his provostship for ever. (1344)" —*Cal. Pat. R. 1343-45*, p. 327. 斜体字の語彙についてはすでに [3-9] ならびに注 6) で述べた。ウェルズ司教座には通常の参事会員聖職禄のほかはこの種の聖職禄が Combe Prima から Combe Quintadecima まで 15 件あり、一連の番号がついている。なおこの種の参事会員聖職禄は、1520 年にチチェスタ司教座にも設置される。*Fasti*, VII, 53.

[4-13] "..... the archdeaconry and its fruits of Connor which is a major dignity with cure, not elective, and to which the parish church of Irow (Irué) is annexed, the value of both being 6 marks (1394)" —p. 475.

最後にアイルランド関係の史料を 1 点だけ追加しておきたい。この史料は、単に司教補佐職のみならず、聖職一般の性格を規定するための指標を集中的に包含している点で注目される。その指標とは、ここでの記載順によれば次の通りである。

- (1) major dignity or non-major: 上級高位聖職か非上級か。
- (2) with cure of souls or without: 司牧権限をもつか否か。
- (3) elective or non-elective: 選挙の対象になるか否か。
- (4) with any church annexed or without: 付属聖堂をもつか否か。
- (5) yearly value: 年収額。

上記のコナ司教補佐職は、(2)(3)(4)の指標との関連では特に意外ともいえない。しかし(5)の年収においては、付属聖堂の年収と合計してなおかつ僅か 6 マークであるにもかかわらず、(1)では“上級高位聖職”である。これが誤植でないとするれば、きわめて異例といわざるをえない。同じアイルランドでも前出 [4-10] のファーンズ司教補佐職の年収は、3 倍以上の 20 マークである。それにもかかわらずこの司教補佐職は“非上級”の高位聖職であった。

司教補佐職の年収は、引続き次節でも検証される。

[X]

以上2節にわたって『教皇令状』の最初の4巻からはほぼ40点の史料を引用し、司教補佐職も含めて聖職一般の年収に関する記載の状況を例示した。またその例示を通じて、これらの年収情報に関する解釈上の予備的な考察を進めてきた。本節ではさらにこの予備的考察に基づいて『教皇令状』の全巻ならびに『対教皇請願』第1巻から司教補佐職の年収情報を抽出し、まずそれらの要点を〔第5表〕として提示する。

以下の表においてたとえば(VIII-92, 1429)とは『教皇令状』第8巻92頁1429年の記事であり、またたとえば(Pet-332, 1358)とは『対教皇請願』第1巻332頁1358年の記事であることを示す。さらに紙面の節約のために、次の省略表記によった。

ms : marks	n-maj : non-major
n-el : non-elective	n/ex : (value) not exceeding
st : sterling	w/c : with cure of souls

〔第5表〕

ANNUAL VALUES OF THE ARCHDEACONRIES OF
ENGLAND AND WALES

1. Anglesey: el n-maj w/c (V-104, 1398); n-maj w/c n/ex 40 l (VIII-92, 1429); n-maj w/c n/ex 27 l (459, 1433)
2. Bangor: n-maj n-el w/c n/ex 40 ms (V-239, 1399); n/ex 60 ms (VI-187, 1411); n-maj w/c n/ex 30 ms (VIII-462, 1431)
3. Barnstaple [Barum]: 40 ms (III-592, 594, 1358); 40 ms (Pet-332, 1358)
4. Bath: n-maj n-el n/ex 40 l (VIII-56, 1427); n-maj n-el n/ex 30 l st (XI-660, 1463)
5. Bedford: n/ex 120 ms (VII-364, 1424)
6. Berkshire [Barkes]: 120 ms (IV-385, 1390) (IV-509, 1395); n-maj w/c n/ex 100 ms (V-90, 1398); n/ex 150 ms (V-178, 1397); n-maj n/ex 100 l (VIII-481, 1433) (VIII-528, 1435)
7. Brecon [Brecknock, Brekonie]: n-maj w/c n/ex 100 ms; (VI-214, 1411)

8. Buckingham
9. Canterbury: n-maj w/c (VI-437, 1413); n-maj w/c (VII-16, 1425); major (IX-166, 1441/2)
10. Cardigan
11. Carlisle: n/ex 100 ms (VI-192, 1410); n/ex 40 l (VIII-163, 1430); n-maj w/c n/ex 20 l st (VIII-657, 1437); n-maj w/c both n/ex 40 ms st (X-11, 1447/8)
12. Carmarthen [Kermerdyn]: 22 l. (III-581, 1357); n-maj n-el w/c altogether n/ex 300 ms (VI-44, 1404)
13. Chester: "which has no house of residence" (I-529, 1291) "prebend of Balton thereto annexed" (III-284, 1349)
14. Chichester: n-maj n/ex 40 l. (VII-393, 1425) (VII-438, 1426)
15. Cleveland: n-maj w/c n/ex 80 ms (VII-473, 1425)
16. Colchester: n-maj w/c n/ex 80 ms (VII-544, 1427)
17. Cornwall
18. Coventry
19. Derby
20. Dorset [Dorchester]: "church of Gyssych (Gussage) is annexed" (I-588, 1300); n/ex 150 [sic] ms (V-82, 1397); n/ex 60 [sic] ms (V-83, 1397); n-maj elective n/ex 80 l st (X-616, 1452/3)
21. Durham: 250 ms (IV-480, 1393); n/ex 240 ms (V-165, 1397); n-maj w/c n/ex 100 ms (VII-80, 1418); major elective w/c n/ex 350 ms (VII-132, 1419); n-maj together n/ex 120 l (VIII-340, 343, 1431); n-maj (VIII-594, 1436); together n/ex 200 l (VIII-659, 1437)
22. East Riding [Esdinringhit]: 60 l (Pet-349, 1359); value 600 gold florin (IV-384, 1390); 160 ms (IV-536, 1396); n-maj w/c n/ex 200 ms (VIII-526, 1435);
23. Ely: n/ex 300 ms st (X-191, 1448/9)
24. Essex: hardly more than 24 ms (I-173, 1238); 30 l (Pet-326, 1361); 50 ms (IV-71, 1368); n-maj w/c n/ex 50 l (VIII-657, 1437)
25. Exeter: n/ex 90 ms (V-558, 1403); n-maj n/ex 50 l st (VII-544, 1427); n-maj n/ex 50 l (VIII-517, 1434); n-maj w/c n/ex 50 l (IX-67, 1439)
26. Gloucester: 43 ms (Pet-403, 1363) (Pet-498, 1364); 46 ms (Pet-478, 1364); 46 ms (IV-186, 1373)
27. Hereford: "archdeacon, canon and prebendary of Hereford, value 27 l." (II-84, 1311); elective w/c n-maj and canonry and prebend n/ex 110 ms (V-73, 1397); together n/ex 30 l (X-22, 1448); n-maj together n/ex 30 l st (X-333, 1447/8)

28. Huntingdon: n-maj w/c together n/ex 260 ms (VI-40, 1404); w/c both n/ex 350 ms (VI-123, 1407)
29. Leicester: “not taxed”(Pet-133, 1348)“his archdeaconry has no prebend or house of residence attached to it”(Pet-297, 1357)
30. Lewes: “which brings in not more than 50 ms of procuration”(Pet-18, 1343)
31. Lincoln: 600 ms (IV-367, 1390); n/ex 600 ms (VI-113, 1407)
32. Llandaff
33. London: n-maj n-el n/ex 50 ms (VIII-82, 1429)
34. Merioneth: n-maj n-el w/c n/ex 100 ms (V-579, 1404)
35. Middlesex: n-maj w/c together n/ex 200 ms (VIII-449, 1432)
36. Norfolk: “to which the church of Corston, in the diocese of Norwich, is annexed”(IV-429, 1392)
37. Northampton [Noranton]: n/ex 300 ms (VI-454, 1413); n-maj n/ex 200 ms (VII-255, 1423); n-maj n-el w/c n/ex 250 ms (VIII-359, 1431); n/ex 300 ms st (IX-9, 1438)
38. Northumberland: n/ex 200 ms (V-290, 1400); n/ex 60 ms (VI-208, 1410); n-maj n/ex 200 ms (VII-255, 1423)
39. Norwich: “no prebend not taxed”(II-525, 1335)
40. Nottingham: “which has no house of residence”(I-516, 1290); n-maj w/c together n/ex 130 l (VII-438, 1426)
41. Oxford
42. Richmond: “promotion to the archdeanry of R (from that of London) (II-231, 1323)
43. Rochester: 20 ms (Pet-390, 1362) (Pet-503, 1364); 15 ms (IV-186, 1373); n-maj w/c n/ex 50 ms (VII-142, 1420); n-maj w/c n/ex 50 ms (VII-281, 1423) (VII-286, 1423); n-maj w/c n/ex 50 l (VIII-147, 1429); “major n-el w/c of jurisdiction only, n/ex 200 l petits tournois”(XII-213, 1463/4);
44. St Asaph: n-maj n/ex 60 ms (VII-378, 1425); n-maj n/ex 80 ms (X-51, 1447/8)
45. St Davids: n-maj w/c n/ex 100 ms (VII-403, 1425); n-maj n-el n/ex 70 l st (XI-368, 1458)
46. Salisbury: 30 ms (II-64, 1309) (II-87, 1311); n-maj n-el w/c n/ex 100 ms (VII-205, 1421); n-maj n/ex 120 ms (VII-252, 1423); n-maj n/ex 120 ms (VII-274, 1423); n-maj n/ex 120 ms (VIII-140, 1429); n-maj n-el n/ex 120 ms (IX-84 f., 1439); major elective w/c (VIII-244, 1442)
47. Salop [Shrewsbury]: 10 ms (I-194, 1241); w/c n/ex 60 ms (V-474, 1401);

- n-maj n-el n/ex 40 ms st (IX-58, 1439); major n/ex 33 l st (XI-100, 1455/6)
48. Shropshire
 49. Stafford: “a house…… which the archdeaconry has not” (Pet-275, 1355)
 50. Stow: n/ex 100 l st (X-129, 1452); n/ex 40 l st (XI-636, 1462/3)
 51. Sudbury: “his archdeaconry, to which no prebend, house, or manse is attached” (II-24, 1307) (II-61, 1309); “of small value, and having no manse or church annexed to it” (IV-33, 1363); w/c n/ex 350 ms [with Huntingdon] (VI-123, 1407); n-maj without cure n/ex 10 ms st, w/c n/ex 40 l st, n/ex 100 l; n/ex 150 ms (VIII-576 f., 1435) (VIII-588, 1436). [Cf. also Pet-444, 1363]
 52. Suffolk
 53. Surrey: “the church of Farnham w/c, annexed to the archdeaconry” (I-279, 1252); n-maj n/ex 240 ms (VI-472, 1415); n/ex 200 ms st (X-73, 1448)
 54. Taunton: n/ex 140 l st (X-104, 1451)
 55. Totnes: “who has no house of his own in his archdeaconry” (I-207, 1244)
 56. Wells: “with annexed canonry and prebend.” (Pet-226, 1352; 237, 1352)
 57. Wiltshire
 58. Winchester: n-maj w/c n/ex 100 ms (V-83, 1397); n-maj n-el w/c n/ex 50 l (VIII-137, 1429); n-maj n-el w/c n/ex 100 ms (VIII-534, 1435)
 59. Worcester: n-maj w/c n/ex 60 ms (VIII-662 f., 1437)
 60. York: ① “the said canonry and prebend [of Strensall] and archdeaconry, a n-maj dignity w/c, value altogether n/ex 300 ms (VI-240, 1412); ② “archdeaconry and canonry and prebend of York [Strensall], n/ex 270 ms” (VI-365, 1412); ③ “the still void canonry and prebend of Strendsale [sic] in York, value n/ex 240 ms” (VI-474, 1414); ④ 50 l (Pet-243, 1353)

まずバキンガム・カーディガン・コーンワルなどの司教補佐職については、上記の史料から年収関連の情報がえられなかったもので、空欄のままになっている。またカンタベリ・チェスタ・レスタなどについては、いわば定性的な情報がえられただけで、年収の金額についてはまったく不明である。上記史料の一つの限界はまさにこの点にある。

さらに “both” “together” “altogether” などは別な年収との合計金額

を示すもので、このような記載からは司教補佐職のみの年収を確認しえない。そのことを最後の事例すなわちヨーク司教補佐職の事例にそくして説明しよう。まず①・②はそれぞれ同年の4月13日・7月13日の令状であり、金額において30マークの差異があるとはいえ、いずれも司教補佐職・参事会員聖職禄の双方の年収を合計金額の“上限”として示している。いいかえるとこの2点の令状からは、司教補佐職だけの年収を確認しえない。しかし2年後の令状には③の記載があり、その時点で同じストレンスルの参事会員聖職禄は年収上限において40マークであった。では司教補佐職の年収上限は②と③との差額つまり30マークであるといえるか。ヨーク司教補佐職に関しては、④で13世紀中葉の年収額を知りうるに過ぎない。

この〔第5表〕では、ほかにも断定を避けるべき点が少なくない。しかし次の諸点については、一応の総括や推定を述べる事が許容されよう。

○第1点。 司教補佐職の大半は“高位聖職”であるが“非上級”であり、これまでの調査ではカンタベリ・ダラム・ロチェスタ・ソールズベリ・サラブに関してのみ“非上級”から“上級”への昇格が確認された。しかしダラムについては、昇格後にあらためて降格されたことになる¹⁾。

1) “Mandate, at the recent petition of Robert Rolleston archdeacon of Durham — containing that the archdeacon’s principal house and other houses and buildings in the city and diocese of Durham belonging to the archdeaconry have been greatly destroyed and deteriorated by the negligence of Robert Gilbert, sometime archdeacon (1428)”—VIII, 44 f. 前任者の過失による付属施設の荒廃が指摘されている。降格はこの荒廃によるものか。

○第2点。 司教補佐職の大半は“非上級”とはいえ“高位聖職”であり、しかもその聖区堂住民に対して司牧の義務＝権限を帯びているものと推定される²⁾。なるほど“with cure of souls”と明記されていない

事例も多い。しかし逆に“without cure”と明記されている事例は、わずかにサドベリだけに限られる。このサドベリについては、特異例として後段であらためて言及される。

2) 前節注 9) 参照。

○第3点。司教補佐職の大半は“選挙”の対象外である。今回の調査で確認しえた限りでは、ドーセト・ダラム・ヘレファド・ソールズベリだけについて選挙対象とされた時期がある。またダラム・ソールズベリは“上級”でしかも選挙対象であり、ドーセト・ヘレファドは選挙対象になっても“非上級”のままであった。逆にロチェスタは上記の通り“上級”に昇格したが、引続き選挙の対象外であった。選挙対象であること³⁾は、上級であることや年収が高額であることと必ずしも直結しない。その点についても後段で再考する。

3) 『教皇令状』や『対教皇請願』には、司教補佐の選挙に関する情報が欠けている。しかし司教座参事会長については若干の情報があるので、参考までにそれらを引用しよう。① “Provision …… of the deanery of Salisbury, a dignity with cure, value 450 marks …… The deanery was held by the late James …… on whose death the chapter (to whom by ancient, approved, and hitherto observed custom the election belongs) elected …… Robert …… (1391)” —IV, 401. 参事会長の選挙権限が慣習によって参事会に属しているという主張がなされている。② “Mandate *motu proprio* to collate and assign to Nicholas Slake, canon of Wells, the deanery of the same [Wells], an *elective major dignity* with cure, to which he was elected by the chapter on its voidance by the promotion, made by the pope …… the election having been confirmed by Roger, archbishop of Canterbury, all which does not hold good by reason of the pope’s late reservation of all dignities and other benefices void by papal provision of cathedral churches. (1400)” —V, 284. 参事会長職が選挙対象の上級高位聖職であり、選挙はやはり参事会員によってなされている。選挙結果はひとまずカンタベリ大司教によって追認されたが、教皇がこれを否認し、その上で教皇直任の形式がとられた。否認の理由は前任者が教皇直任による転出であり、後任者についてはやはり教皇が直任の権限を留保しているということである。③ “To John Lyndefeld, archdeacon of Chichester,

B.C.L. Dispensation to him, who holds the above archdeaconry, and was recently elected dean of Chichester, to hold *for a year* with the deanery, which is a major dignity, value not exceeding 100 *l.*, if he obtain it, or with the said archdeaconry, which is a non-major dignity, value not exceeding 40 *l.*, any other benefice with cure or otherwise incompatible. During the year he is to exchange as usual, or thereafter resign whichever of the deanery or the archdeaconry he then holds. (1425)—VII, 393. 司教補佐自身が同じ司教座の参事会長に選出されている。そのこと自体は特に異例でもないが、ジョンは1年間に限って双方の占有を認められている。④ “To John Verney, dean of Lichfield on the voidance of the said deanery, a major dignity with cure the chapter, to whom by ancient custom the election belongs, duly elected him, then a canon of the said church (1440)—IX, 117. ここでも①と同様に参事会長選挙に関する参事会の慣習上の権限に言及されている。⑤ “To Richard Andrew, dean of York on the voidance of the deanery of York, a major dignity the majority of the chapter, to which the election of the dean by ancient custom belongs, elected him, whilst the others elected John Bernyngham, treasurer of the said church although he [Richard] was elected by the *majority*, some alleged that John was elected by the *greater and sounder part* (1450)—X, 112. この選挙では多数派がリチャードを選出したのに対して、少数派がジョンを支持した。ここでは少数派の“高位でしかも健全”という自己主張に注目しておきたい。司教座の参事会長職に関する以上の5例から、司教補佐職の選挙についてもある程度の類推が許容されないか。

○第4点。 司教補佐職の大半が司牧義務を帯びていたとすれば、その義務の遂行のために何らかの聖堂を占有したものと推定される。付属聖堂に関する明示的な言及の事例は、たとえばノーファク司教補佐職に見られるが、必ずしも多いとはいえない。しかし逆に付属聖堂の欠如に関する明示的な言及も、チェスタ・レスタ・ノティンガム・サドベリに限られる。またその付属聖堂とは、すでに前節で述べたように特定の聖堂に固定されることが少なく⁴⁾、むしろ概して可変的である。

4) 固定の事例は以下の7補佐職に過ぎない。()内は所属司教座。

○ Brecon (St Davids): prebend of Llanvaes.

○ Cardigan (St Davids): prebend of Llandyfriog.

- Carmarthen (St Davids): prebend of Llanrhian.
- Chester (Coventry and Lichfield): prebend of Bolton.
- St Davids (St Davids): prebend of Mydrim.
- Taunton (Bath and Wells): prebend of Milverton Prima.
- Wells (Bath and Wells): prebend of Huish and Brent.

○第5点。司教補佐職に固有の年収については、リンカンの600マークが突出して大きく、ドラムの最高額350マークがこれに次いでいる。その一方にはサドベリ補佐職の10マーク未満という事例もあり、上の〔第5表〕⁴⁾からの第一印象は金額における極端なまでの差異である。この一覧表の情報源としての『教皇令状』および『対教皇請願』には、すでに述べたようにさまざまな限界があり、リンカンにしても1390年・1407年だけの僅か2点の断片的な情報しかえられない。ドラムについては1393年から1437年までの44年間にまだしも6点の情報がえられた。またサラブあるいはシェロウズベリの司教補佐職については、2世紀以上の期間にわたって4点の情報がえられ、10マーク、60¹/₂マーク以下、40マーク以下と変動し、最後に33ポンド以下つまり約50マーク以下と記載されている。さらにソールズベリにおいては、1309年の30マークから1439年の120マーク以下へ、ほぼ130年間に約4倍の増加を示している。長い期間には物価の変動もあろう。しかし史料のこのような限界に配慮した上でもなお、年収金額における“極端なまでの差異”の存在は否定すべくもない。

4) ほかに東ライディング司教補佐職については“金600フロリン”という数字が見られる。1390年の記録である。同じ『教皇令状』第4巻にはフロリンとマークとの換算率について次の記載がある。① “..... 255 l. 12 s 6 d. as the equivalent (loco.) of 1515 florins (1391)”—p. 386. ② “..... 260 l. sterling as the equivalent (loco.) of 1515 gold florins (1391)”—pp. 410 f. ③ “..... to pay 10 marks, at the rate of 5 florins a mark (1392)” —p. 451. 要するに1マークは①②で4フロリン弱、③で5フロリンである。これで試算すれば東ライディングの600フロリンという金額は120マーク以上150マーク以下に相当し、1396年における“上限160マーク”と大差がないといえる。

では〔第5表〕から、ほかにどのような推定が許容されるか。そこで次に他の聖職の年収額に注目し、概略の比較を試みる。しかもほぼ同時代の比較に留めるために、便宜的に『教皇令状』の同じ巻から特徴的な情報を抽出し、それと比較するという形で作業を進めたい。

まず第1巻で司教補佐職の年収に関する情報としては、僅かに1件すなわち1241年のサラブの“10 マーク”という数字が確認された。同じ第1巻の中から前後10年以内の範囲で、他の聖職禄に関する特徴的な年収情報に注目しよう。まずこの時期の聖堂区聖堂すなわち“church”あるいは“rectory”と書かれているもので、所在地と年収額とがともに明記されているものは10件に過ぎず、その金額は次の通りである。

40s., 10 ms, 15 ms, 16 ms, 20 ms, 24 ms, 25 ms (bis), 28 ms, 50 ms.

要するに最低40 シリングつまり3 マークから最高50 マークに及んでおり⁵⁾、この範囲だけの比較においても、サラブの司教補佐職は最低級の聖堂区聖堂に相当する。また同じ期間に、ある“vicarage”すなわち聖堂区の司祭代理職についてすら“20 マーク以下”の年収が確認される⁶⁾。

5) “…… to hold the rectory of Halverton, value 40 s., and the church of Stokes, in the diocese of Wells. (1248)”—p. 241; “…… the church of Lyddes, in the diocese of Canterbury, value 50 marks …… (1247)”—p. 236. Cf. also pp. 138, 140, 178, 183, 187, 224, 230, 425.

6) “…… the said [perpetual] vicarage [of Hunestanton, in the diocese of Norwich] being of the value less than 20 marks ……(1248)” —p. 251.

第2巻からは、やはり僅かに1件すなわち1309年のソールズベリ司教補佐職について“30 マーク”という数字が確認された。第2巻の年収情報は第1巻と比較して格段に多く、同じ1309年だけでも多数の情報がある。そのうちで一般の聖堂区聖堂の年収については、最低6 マークから最高70 ポンドつまり105 マークまでの大きな較差が確認され⁷⁾、ソールズベリ司教補佐職の“30 マーク”は聖堂区聖堂でいえば中堅級の年収でしかない。

7) “…… successively rector of Wappenham, in the diocese of Lincoln, value 24 marks, and of Vikes, in the dioc. of Londn, value 6 marks. (1309)” —p. 68. “…… the church of Muchelendever [Micheldever, co. Hants] and its chapels, value 70 l. …… (1309)” —p. 51. 後者は複数の“礼拝所”すなわち娘聖堂をもち、この金額はそれらの年収合計額になっている。

第3巻からは、1357年のカマーザン司教補佐職について22ポンドつまり“33マーク”という数字が確認され、また翌年のバーンスタブルについては年収“40マーク”と記載されている。第2巻のソールズベリ司教補佐職と比較してさほどの相違もない。

第4巻すなわち1362年から1404年までの期間については、表の記載順でいえばパークシャの120マーク(1390年)、ダラムの250マーク(1393年)、東ライディングの160マーク(1396年)、グロスタの46マーク(1364年)、リンカンの600マーク(1390年)のほかに、ロチェスタ司教補佐職の15マーク(1373年)という合計6件の年収情報がえられた。情報が幾分か豊富になり、それにつれて年収の較差も判明した。リンカンの年収はロチェスタの40倍に相当する。

第2巻では一般の聖堂区聖堂と比較し、上記の通りソールズベリ司教補佐職が聖堂区聖堂でいえば中堅級に相当することを知った。そこで第4巻では、比較の対象を一般の参事会員聖職禄に変えて検討しよう。年収情報は司教補佐職のみならず参事会員聖職禄についても増加しているので、時期はリンカン・パークシャ・ダラム・東ライディングに合わせて1390年代に限定した。この期間の参事会員聖職禄に関する年収情報は、確実なものだけでもほぼ30件に及ぶ。確実なものとは、複数の聖職禄の合計金額で記載されているものを含まず、すべて単独の年収が明記されていることを意味する。

年収の較差は参事会員聖職禄についても大きく、最低2マークから最高200マークに及んでいる。またそのうちのほぼ3分の2は50マーク以下であるが、逆に100マークを超えるものも6件に及んでいる⁸⁾。

8) “…… he holds a canonry and prebend of Ross [Ireland], value 2 marks.

(1390)”—p. 413. “……the canonry and prebend of Massan [Masham] in York, value 200 marks …… (1395)”—p. 513. Cf. also pp. 385, 502, 504 (100 ms), 384, 505 (150 ms), 513 (200 ms). “To Mr J. Franceys, canon of St Mary’s Southwell …… Provision of the canonry and prebend of that church, value 80 marks …… (1390)”—p. 337. 最後のサウスウェル=ミンスタは、在俗共住聖堂であって司座教ではない。しかしその参事会員聖職禄の年収 80 マークは、司教座の参事会員聖職禄としても中堅級に属する。

リンカン司教補佐職の年収は、各司教座の参事会長職との比較においてもまさに突出している。同じ 1390 年代に限定すれば、ソールズベリ司教座参事会長職の 1000 フロリン(約 200~250 マーク)あるいは 450 マークが参事会長職としての最高額である。ほかの情報にも注目しよう。

〔第 6 表〕

CHICHESTER: <archdcn: n/ex 60 ms (1425, '26)>

dean: major n/ex 150 ms (VII-393, 1425)

precentor:

chancellor:

treasurer: 70 ms (Pet-335, 1358)

EXETER: <archdcn: n/ex 90 ms (1403); n/ex 75 ms st (1427, '34, '39)>

dean: 30 ms (I-287, 1253); 96 ms (II-62, 1309);

94 ms (Pet-463, 1363) (IV-33, 1363)

major el n/ex 300 ms (VI-252, 1411)

precentor: 45 ms (Pet-65, 1343)

chancellor: 28 ms (IV-162, 1371)

treasurer: n/ex 200 ms (VI-73, 1406);

n-maj w/c n/ex 130 ms (IX-31, 1438)

HEREFORD: <archdcn: 40 ms (1311)>

dean:

precentor: n-maj w/c n/ex 40 ms (VII-232, 1421)

chancellor: 30 ms (III-75, 1343) (III-355, 1349) (Pet-180, 1349)

treasurer:

LICHFIELD

dean:

precentor: n-maj w/c, n/ex 40 ms (VIII-480, 1433)

chancellor: 45 ms (II-113, 1313)

treasurer :

LINCOLN: <archdcn: 600 ms (1390); n/ex 600 ms (1407)>

dean :

precentor: 30 ms (II-371, 1332); n-maj w/c n/ex 150 ms (VI-443, 1414)

chancellor: 6 ms (II-178, 1318)

treasurer :

LONDON: <archdcn: n/ex 50 ms (1429)>

dean :

precentor :

chancellor: 100 ms (IV-461, 1392)

treasurer: w/c n/ex 75 ms (VI-214, 1410);

n-maj n/ex 75 ms (VII-390, 1425);

n-maj n/ex 90 ms (VIII-480, 1433)

SALISBURY: <archdcn: 30 ms (1309, '11); n/ex 100 ms (1421);

n/ex 120 ms (1423, '29, '39)>

dean: value 200 ms (IV-335, 1390); w/c 450 ms (IV-401, 1391)

precentor: value 50 ms (Pet-59, 1343)

chancellor: n/ex 200 ms n-maj (VI-215, 1411)

treasurer: n-maj w/c n/ex 200 ms st (IX-42, 1433)

subdean: 15 ms (III-243, 1348)

WELLS

dean: value together n/ex 80 ms (V-112, 1398);

major elective w/c (VI-433, 1414);

major n/ex 500 ms of silver (VIII-308, 1446);

major w/c n/ex 500 ms st (XI-184, 1458)

precentor :

chancellor: value 40 ms (III-236, 1346) (Pet-121, 1346; 197, 1350)

n-maj n/ex 82 ms st (X-127, 1452/3)

n-maj n-el w/c n/ex 90 ms st (XII-637, 1468/9)

treasure: provost: without cure 60 ms st (XI-7, 1438)

subdean :

succentor: 8 ms (II-89, 1311)

YORK

dean: major elective w/c n/ex 700 ms (VI-113, 1407)

precentor: 25 ms (Pet-518, 1366)

chancellor: n/ex 60 ms (VI-208, 1410)

treasurer :

subdean: w/c n/ex 60 ms (VI-316, 1412)

succentor :

参事会長・司教補佐の比較に関しては、まずチチェスタにおいてそれぞれ 150 マーク未満・60 マーク未満の記録があり、いずれも 1425 年の記録であることからして前者上位といえよう。またエクセタにおいては 300 マーク未満・90 マーク未満の記載があり、それぞれ 1411 年・1403 年の記録であるから、このばあいも前者上位の推定が可能であろう。さらにソールズベリにおいては、1391 年の 450 マーク未満と 1421 年の 100 マーク未満との間に 30 年の間隔があるにせよ、このばあいも前者上位は不動であろう。要するに比較可能なところでは、すべて参事会長上位が推定される。

しかし聖歌隊主管・財務主管・司教補佐の相互間では、司教座によって上下関係が多様で、一貫した傾向が見受けられない。エクセタでは財務主管がおそらく上位にあり、リンカンでは司教補佐がまさに突出していた。その一方で同じリンカンの文書主管の 6 マーク未満とは、1318 年という比較的早期の記録ではあるが、1313 年におけるリチフィールド文書主管の 45 マーク未満との比較においても極端に少ない。

* * * * *

これまで 3 節にわたって、司教補佐職のみならず他の聖職についても年収額に関する情報を検討した。その結果を〔第 5 表〕・〔第 6 表〕にそくして端的に要約すれば以下の通りである。

- (1) 司教補佐職の年収額には、極端なまでの差異があった。
- (2) 各種聖職相互間では概して参事会長職の上位が推定されるものの、他の 3 主管職や司教補佐職の間には、一般的な傾向を指摘しえない。

[XI]

本稿(上)において、筆者は司教補佐の“品級”について後段での検証を予告している。品級の検証は“司教補佐”という訳語の適否にも関係

する課題である。品級の序列を再確認しておこう。訳語は小林珍雄（編）『キリスト教用語辞典』（東京堂）による。

SACRI ORDINES	HOLY ORDERS	上級 3 段
Presbyter	Priest	司 祭
Diaconus	Deacon	助 祭
Subdiaconus	Subdeacon	副助祭
ORDINES MINORES	MINOR ORDERS	下級 4 段
Acholytus	Acolyte	侍 祭
Exorcista	Exorcist	祓魔師
Lector	Lector (Reader)	読 師
Ostiarus	Doorkeeper (Porter)	守 門

問題の“archidiaconus”あるいは“archdeacon”については、一般に“助祭長”か“大助祭”かの訳語が当てられる。いうまでもなく“長”“大”は接頭語“archi-”に対応し、また“diaconus (< Gk diakonos)”の原義は“servant”あるいは“minister”であることからして、これらの訳語は相応の根拠をもっている。要するに“助祭”とは“司祭”の補佐役を意味し、筆者の理解では“大助祭”とはいわば“筆頭司祭”としての司教の補佐役である。

既存の訳語を避けた理由を反復・補足するならば、この両者のうちで“助祭長”は文脈によって許容されることもあろう。しかし本稿の考察対象の時期に限定していえば“助祭集団”の“長”とは見なされず、この訳語は適切でない。また“大助祭”では、すでに述べた通り品級としての“助祭”の印象が過度に強調される一方で、司教との関係が明示されない。そこで結論を先取りしていえば、大半の“大助祭”は品級において“司祭”であり、逆に品級において“助祭”の“大助祭”はむしろ少数者に属する。

あらためて『教皇令状』に注目しよう。何故『教皇令状』か。この史料集では、聖職者の品級に関する情報が断片的ながらも、まだしも豊富であるからにはかならない。本稿の考察対象は副題に明記の通り 1300

年以降であるが、本節ではそれ以前の史料をも引用する。

- [1] “…… to examine the merits of Archbald, archdeacon of Moray, in *deacon's* orders, bishop elect of Caithness. (1274)”—I, 448.

司教補佐の品級を明記したものとしては、全12巻の『教皇令状』において最古の記録である。スコットランドの事例であるが、品級においては“助祭”のままで司教補佐職を帯び、しかも司教候補者に選出されている。

- [2] “…… Master Stephen de Mauley, *deacon*, *papal chaplain*, archdeacon of Cleveland …… (1291)”—I 538.

品級としては“助祭”である。なおやはり斜体字の“教皇の礼拝所司祭”の意味については後述する。

- [3] ① “To William [Mercier], *deacon*, archdeacon of Down, bishop elect of Connor [Ireland]. (1353)”—III, 475. ② “To William, bishop elect of Connor. Faculty to be ordained priest and consecrated bishop by any catholic prelate of his choice …… (1353)”—III, 489.

この司教補佐は“助祭”のままで司教候補に選ばれ、まず“司祭”の品級を取得した上で司教叙任を受けるべく、その秘蹟執行者の任意選択を許可された。前出[1]における“助祭”も司教叙任に先だってまず“司祭”の品級を取得することになる。

- [4] “Mandate to confirm to Robert de Stretton, archdeacon of Coventry …… Robert, who is in *deacon's* orders …… (1375)”—IV, 212.

この節ではとりあえず『教皇令状』の第4巻までに注目するが、第4巻までの範囲において品級を“助祭”と明記した令状はこの4点に留まる。

- [5] “To William de Estenaye, *subdeacon*, successively …… Dispensation …… to retain …… the archdeaconry of Lincoln …… and to be free from the obligation of being ordained priest for five years. (1308)”—II, 45.

品級は“副助祭”であるが司教補佐職の占有を容認され、しかも“司祭”の品級取得までに5年間の猶予期間を認められている。いずれにせよ第4巻までの範囲で、品級を“副助祭”と明記しているものがわずか1点ながら発見された。

[6] “Indult to William de Luda [Louth], archdeacon of Durham, who, at the request of the king, whose treasurer he is, was licensed by Hororius IV. to hold his benefices for three years *without being ordained priest*, which term has now passed for several months, to have the time extended to five years, the cure of souls not being neglected. (1289)”—I, 505.

この司教補佐は、斜体字の部分から知られるように品級において“司祭”でない。では助祭か。その点については不明である。文面によれば、彼の複数の聖職禄は本来ならば司祭が占有するはずのものであるが、司祭叙品には3年間の猶予期間が認められていたという。この文書では、さらに5年間の延長が認められている。令状にはこのように“司祭”でないことをあえて特記したものもある。品級における要件を充たしていないが、特別に占有を容認するということである。

[7] ① “Provision to John, son of Octavian de Brunforte, of the pope’s household …… of the canonry and prebend of Lichfield, and archdeaconry of Stafford, <void by the death of Master Rayner de Vichio, papal chaplain,> with dispensation to him as being about twelve years old, and having only the *first tonsure* …… (1301)”—I, 596. ② “…… Master Rayner de Vitio, *priest*, to retain …… (1290)”—I, 514.

まず①はスタフッド司教補佐職に関して前任者・新任者の双方に言及している。前任者に関する情報の部分は < > によって新任者関係の情報と区別しておいた。前任者は②の時点においてすでに“司祭”であったが、新任者は①の時点でわずか12歳であり“最初の剃髪”を受けたに過ぎないという。この文言は下級聖品を、しかもせいぜい“読師”までの品級を推定させる。

- [8] ① “To Richard de Sancto Leodegario, the pope’s nephew. Provision …… of the archdeaconry and …… of Dublin …… with dispensation on account of his being about fifteen years of age, and having only the *first tonsure* …… (1306)”—II, 17. ② “…… Bernard Exii de Lebreto, archdeacon of Canterbury. To the same. He, being under age, and having only the *first tonsure*, is dispensed from taking further orders until he is twenty-five. (1308)”—II, 48.

この2名もまた“最初の剃髪”を受けているに過ぎない。しかも前者は“教皇の甥”であり、ほかならぬ教皇自身がその甥を未成年・無資格のままダブリンの司教補佐職に直任している。

これまでの小計としては“助祭”4名、“副助祭”1名、“最初の剃髪”3名が確認され、ほかに[6]では品級不明ながら“非司祭”1名と[7]②で“司祭”1名とが判明した。これに対して品級を“司祭”と明記したものはこの1名に留まらず、第4巻までに限定しても次の諸例が確認される。

- [9] “…… John de Osmele *priest*, papal chaplain, archdeacon of Ely …… (1291)”—I, 525.
 [10] “…… Master Richard called ‘de Lyth’, *priest*, of the diocese of York, who has held the archdeaconry of Carlisle …… (1291)”—I, 538.
 [11] ① “To John Gogh. Provision …… notwithstanding that he has the archdeaconry of St Davids …… (1349)”—III, 315. ② “John Gogh, *priest*, of the diocese of St Davids. (1347)”—III, 272.

これら3例中で[11]の①は品級を明記していない。しかしこの人物は②の時点ですでに“司祭”であった。

- [12] “To John de Lancford, *priest*, of the diocese of Aberdeen. Confirmation of the collation of the archdeaconry of Caithness [Scotland], made to him by Thomas, bishop of the same …… (1358)”—III, 594.
 [13] “Mandate to confirm to Roger de Denford, *priest*, of the diocese of Rochester, if found fit after the usual examination in Latin, the archdeaconry of Rochester, value 15 marks …… (1373)”—IV, 186.

いずれも“司祭”であるが、後者は司教補佐就任に先だってラテン語の試験を課されている。すでに“司祭”であるというだけでは資格として不十分か。

[14] “To John de Pebilis, archdeacon of St Andrews [Scotland], doctor of canon law. Dispensation to him (who is in *priest's* orders …… (1374)”—IV, 195.

[15] “Mandate to collate and assign to Robert Collyn, *priest*, of the diocese of Ferns, the archdeaconry of Ferns [Ireland] …… (1393)” —IV, 449.

品級情報の絶対数が少ないので、スコットランド・アイルランドの事例をも抽出しておいた。いずれにせよ『教皇令状』第4巻までに、司教補佐に関して品級を確認しえたもの17名中ではほぼ半数の8名が“司祭”であった。

それは何を意味するか。その点について筆者なりの所見を述べる前に、ほかに3点の教皇令状に注目しておこう。

[16] “J. de Ferentino, *papal sub-deacon* [*sic*], archdeacon of Norwich …… (1228)”—I, 120.

[17] “…… Master James de Aquablanca, archdeacon of Salop, *papal subdeacon* …… (1256)”—I, 338.

この2名の司教補佐はいずれも“教皇の副助祭”と書かれている。

[18] “Percival de Lavania, *papal subdeacon and chaplain*, archdeacon of Buckingham. (1289)”—I, 507.

斜体字の部分は“*papal subdeacon and papal chaplain*”の意味で、この人物は“教皇の副助祭”であり、また“教皇の礼拝所司祭”でもあった。

まず前者すなわち“教皇の副助祭”とは、品級において“副助祭”であることを意味するか。次の令状に注目しよう。

[19] ① “Vincent Clementis, *priest*, of the diocese of Valencia, a *sub-deacon of the pope* and collector of the *papal camera* in England ……

(1460)” —XI 462. ② “To Vincent Clementis, provost of Valencia’ S.T.M., collector-general of the papal *Camera* in England, *papal subdeacon*. (1468/69)” —XII, 381.

この人物は①の時点ですでに“司祭”であり、同時に“教皇の副助祭”であった。いわゆる“大助祭”が必ずしも“助祭”でないように、この“教皇の副助祭”も品級における“副助祭”を意味しない¹⁾。

1) ① “To Master Walter Hervy. He was successively chaplain of Witheston, and subdeacon in the monastery of Wilton …… on resigning the *office of subdeacon*, value 1 mark. (1311)” —II, 87, ② “To John de Tarenta, skilled in the law. Provision …… notwithstanding that he …… has a prebend of Heytesbury, and the *office of deacon* in Wilton monastery, value together 40 marks. (1329)” —II, 314. このばあいの“副助祭”“助祭”もまた文面に明記の通り役職の名称であって、品級を示すものではない。いいかえると品級の名称は役職の名称に転用されるということで、いわゆる“大助祭”が役職としての司教補佐に転用されるのもその例証である。

後者すなわち“教皇の礼拝所司祭”については、いずれ別稿で検討したい²⁾。ここでは“教皇の礼拝所司祭”が特定の品級に限定されないことを確認するだけに留めよう。要するに [2] では“助祭”であったが [7] [9] では“司祭”であり、また最後の [18] では品級不明である。

2) ① “To Master Roger Knyth, *priest*, of the diocese of Salisbury. The like [conferring on him the *dignity* of papal chaplain], with the *usual privileges*. (1394)” —IV, 290. ② “To William Rival, *priest*, of the dioceae of Llandaff. Appointing him a papal chaplain, with the enjoyment of the *usual exemptions, privileges etc.* (1413)” —VI, 174. ① ②の人物はいずれも品級において司祭であり、身分においては“教皇の礼拝所司祭”である。またこの身分は“*dignitas*”すなわち高位聖職であり、それには相応の免除特権が付随しているという。③ “…… the cause was committed to Arnald, the *king's chaplain and papal auditor* …… (1321)” —II, 213. ④ “To Simon de Monteacute, papal chaplain. Provision, at the request of the king, *whose clerk he is* …… (1331)” —II, 327. ③ ④は教皇直属身分のものが同時に国王直属でもありうることを示す。このように俗界における“複数封主制”を連想させるような事例は

ほかにもある。⑤ “Joan, queen of Scotland. On behalf of *her chaplain* John de Marr …… On behalf of the said John, that he may be appointed one of the *pope's chaplain* …… (1346)”—*Petitions*, I, 85. ⑥ “[The king] by the abbot of Cluny. On behalf of *his confessor*, John de Woderoue, for a *papal chaplaincy*. (1360)”—*Ibid.*, p. 356. ⑦ “[Robert son of the king of Scotland, duke of Albany, and governor of the realm.] The same. On behalf of *his secretary*, William de Blackburn, *papal chaplain*, (1412)”—*Ibid.*, p. 598.

以上2世紀弱の期間について、司教補佐に関する記録のうちから当面の課題に必要なものを選んで列挙した。司教補佐の品級に関する情報は、当然のことながら第5巻以降にも含まれている。いいかえると司教補佐に関する情報は『教皇令状』の全12巻にわたって多数にのぼっているが、明示的に品級に言及したものは意外に少ない。何故か。

すでに本稿(中)で検証したように、司教補佐職は枢機卿や外国の司教がそれを兼任することもあった。枢機卿・司教は、いずれも品級において“司祭”である。その一方で司教補佐には“助祭”や“副助祭”のほかに、史料[7][8]に記載の通りいまだに下級聖品の未成年者も現実存在する。極言すれば司教補佐職は、上級・下級のすべての品級に関わっていたことになる。

しかし筆者は品級の明記を欠くものについて、大半が“司祭”であろうかと推定している。その根拠としては、司教補佐職それ自体が高位聖職であること、またやはり本稿(中)で述べたように、司教補佐が概して他の高位聖職の兼任者であることを再確認しておきたい。さらに品級が明記されているものには、上記の第4巻までの引用からも知られるように“司祭”が多かった。

また記録担当者があえて品級を明記しないというのは、品級において“司祭”であることが通例あるいは規範として認識されていたからではないか。[11]①や[19]②は令状受給者の品級を明記していないが、上記の通り彼らはすでに“司祭”であった。そのことは記録者にとっておそらく自明の事実であり、また規範に適合していたので、あえて特記す

るまでもなかったとは考えられないか。品級に限らず何らかの情報を特記するには、記録者の側に相応の関心あるいは動機があろう。司教補佐が“助祭”あるいは“副助祭”であれば、異例としてそれを特記する必要がある。また“司祭”の品級を特記するには、資格要件を充足していることの再確認の意識が働いていたとはいえないか。すでに司教に聖別されているものや枢機卿³⁾については、あえて品級を明記することがない。彼らが品級において“司祭”であることは自明であり、それを明記することはむしろ異常であろう。

3) 枢機卿には基本的に次の階級が設定されている。

Cardinalis Episcopus	Cardinal-Bishop	司教枢機卿
Cardinalis Presbyter	Cardinal-Priest	司祭枢機卿
Cardinalis Diaconus	Cardinal-Deacon	助祭枢機卿

しかし彼らはいずれも品級において司祭である。また“副助祭枢機卿”や“侍祭枢機卿”を臨時に任命することもあるが、これらは教皇自身が司祭として儀式を執行するばあいに、副助祭・侍祭相当の役割を充当される。

『対教皇請願』第1巻からも2点の史料を引用しておこう。

[20] “John Pastyn, or Postyn, a *poor priest* of the diocese of Killaloe [Ireland]. For the perpetual vicarage of Kildim, in the diocese of Limerick, value 4 marks, void by the death of David Deyncourt at the Roman Court. (1363)”—p. 398.

[21] “John Passeward, a *poor priest*. For a benefice …… in the diocese of Wells, notwithstanding that he has the church of Chinockbelli, value 5 marks. (1363)”—p. 431.

いずれも“貧しい司祭”からの請願である。前者は司祭代理職を出願しているが、その年収額はわずか4マークである。後者は現に年収5マークの司祭職を占有しているが、ほかに聖職禄1件の占有認可を申請している。品級として正規の“司祭”資格をもちながらも、底辺にはこのような“貧しい司祭”も現実存在した。その一方では“最初の剃髪”を受けただけの未成年者が、いわば無資格のままで司教補佐職の占有を認

められている。品級の上下は、教会の階層秩序における地位の上下を無条件に規定するものではなかった。聖職者の品級を問題にするときには、そのことも念頭に留めなくてはならない。

* * * * *

本節の総括に代えて、次の史料に言及しておきたい。

(1) Council at Westminster (c. 29 Sept. 1102)

“[4] Ut archidiaconi sint diaconi.”

—D. Whitelock et al. (ed.), *Councils & Synods*, Pt. II, p. 675.

「司教補佐は助祭であるべきこと。」

(2) Legate Council at Westminster (8 Sept. 1125)

“[7] Nullus in decanum, nullus in priorem nisi presbiter, nullus in archidiaconum nisi diaconus promoveatur.”—*Ibid.*, p. 739.

「司教座参事会長・司教座修道参事会長への昇進には司祭であることを、また司教補佐への昇進には助祭であることを条件とする。」

これらの文言はどのように解釈すべきか。結論をいえば、司教補佐候補者の最低条件を規定したものにほかならない。いいかえると“副助祭”以下の聖職者を排除する規定であって、すでに“司祭”であるものを排除することにはならない。すでに“司祭”であるということは、当然のこととして“助祭”の条件を充足しているという理解であろう。司教補佐職は実際に“司祭”によって占有されており、しかも筆者の推定が正しければ、司教補佐の大半は品級において“司祭”であった。

いずれにせよ上記の最低条件の規定は、これまでに検証の通り現実には貫徹されていない。[8] ①では未成年・無資格の“教皇の甥”に対して、教皇自身が司教補佐職の占有を容認した。このばあいには、ほかならぬ教皇自身が規定の貫徹を妨害したといわざるをえない。

お わ り に

本稿の意図は、最初に述べたように“司教補佐”なるものの実態について可能な限り広角的に検証し素描することにあった。第1節・第5節のように概説の点検・要約に当てられたところもある。そのほかの各節では、それぞれに別個の視角を設定した上で、筆者の手もとの史料・文献からえられる限りの多様な情報を選別し収録した。いいかえると本稿の意図は、司教補佐職の多様な実態を可能な限り多様なものとして素描したい、ということであった。各節における検証事項については、各節それぞれの末尾で筆者なりの所見を要約しているので、ここではそれらの反復を避けた。従って最後に言及すべきは、筆者自身にとって今後に残された課題でしかない。ここではそれらを2点に集約し、関連史料の例示によって説明しておきたい。

○検証課題その1: 聖務代行者への依存の実態

A: “To the same [Arnald son of Ameneuus de Lebreto, treasurer of Wells]. Indult, for three years, to visit his archdeaconry of Huntingdon by *deputy*, and to receive procurations.”

B: “The like [indult, for three years, to visit his archdeaconry of Canterbury by *deputy*, ……] to Bernard Exii de Lebreto, archdeacon of Canterbury.

C: “To the same. He, being under age, and having only the first tonsure …… (1308)”—pp. 47 f.

これは『教皇令状』第2巻からの引用であり、Bの後半は第11節[8]②ですでに引用されている。斜体字の語彙が問題の“聖務代行者”である。Aの令状受給者はウェルズ司教座の財務主管であり、同時にハンティングダン司教補佐である。彼はその管区の巡察義務に関して、3年間にわたって代行者への委任を認められている。Bの受給者は上記の通

り未成年・無資格の司教補佐であり、代行者依存はいわば必然の帰結であった。代行者依存は国王官僚についても広範に見られる。それが許容されたからこそ、彼らは国王行政の実務に専念しえた。筆者の積年の課題は国家・教会の相互補完的關係の実態検証であり、この代行者依存の実態はその見地からして今後の課題として残った。

○検証課題その2：聖界における“複数封主制”の実態

D: “To Richard [de Bury], dean of Wells and *papal chaplain*, bishop elect of Durham.”

E: “To the king [Edward III]. Commending to him [king] *his clerk* [king's clerk] and councillor, whom the pope has appointed to the see of Durham. (1333)”—p. 512.

これもやはり『教皇令状』第2巻からの引用である。Dの受給者は“教皇の礼拝所司祭”である。誤解をおそれずあえて俗界の用語でいえば、彼は教皇の“封臣”であろう。同一人物がEでは“国王の書記聖職者”であり、国王のいわば“封臣”に相当する。

国家・教会の相互補完的關係というばあいの教会とは、イングランドやウェイルズの教会に限定していえば、まずカンタベリ・ヨーク両大司教を頂点として21名の司教、60名の司教補佐、さらに多数の地方主任司祭から末端の聖堂区司祭までの階層秩序を構成している。しかもこのような現地教会は、教皇を頂点とする普遍教会に包括される。

リチャードは、現地教会との関係ではウェルズ司教座の参事会長である。また教皇との関係ではその直属の“礼拝所司祭”であり、さらに国王との関係においてはやはりその直属の“書記聖職者”であった。教皇発給の令状がリチャードを国王の“封臣”と明記しているのであって、彼が国王をも“封主”としていることは教皇側でも十分に承知していたことになる。いささか誇張していえば、リチャードは当時の国王・教皇関係を集中的に体現していた。近代の外交は“一君専属”あるいは“一国専属”の政治家・外交官に委ねられる。リチャードに関してはいわば

“二君臣属”の時期があった。

国家・教会の相互補完的關係の検証に当っては、当然のことながら国王・教皇関係にも配慮せざるをえず、その観点から聖職者における“複数封主制”の実態検証もまた今後の課題として残った。それも単に“複数封主制”一般を問題にするのではなくて、とりわけこの例示におけるリチャードのように、国王と教皇とを同時に“封主”とするような人物に関する実態の検証である。

<付 記>

本稿では参事会の構成や参事会員聖職禄をも問題にしなが、K. エドワーズの下記の著書にはまったく言及されていない。

Kathleen Edwards, *The English Secular Cathedrals in the Middle Ages*, Manchester University Press, 1949.

その理由は本稿の当面の意図が『教皇令状』ならびに『対教皇請願』からの情報抽出にあり、問題点の整理・集約を今後の課題として残したからにほかならない。問題点の整理・集約に当っては、このたびの史料所見とエドワーズの見解との綿密な照合も必要になろう。

〔完〕